改正後	改正前
管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。	管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（品種登録簿の所在） **第八条**　品種登録簿は、農林水産省輸出・国際局に備えるものとする。	（品種登録簿の所在） **第八条**　品種登録簿は、農林水産省食料産業局に備えるものとする。

（農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第三条　農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十七年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を次のとおり指定する。 一・二　（略） 三　輸出・国際局長 四　農産局長 五　畜産局長 六　経営局長 七　農村振興局長 八～三十三　（略）	不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を次のとおり指定する。 一・二　（略） 三　食料産業局長 四　生産局長 五　経営局長 六　農村振興局長 七　政策統括官 八～三十三　（略）

（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定農林水産物等登録簿） **第十二条**　（略） ２　特定農林水産物等登録簿は、農林水産省輸出・国際局に備えるものとする。	（特定農林水産物等登録簿） **第十二条**　（略） ２　特定農林水産物等登録簿は、農林水産省食料産業局に備えるものとする。

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。